

# 五所川原地区消防事務組合からのお願い

## 雑草・ゴミ・<sup>わら</sup>藁の焼却 や火入れからの 火災発生にご注意を！



組合管内では、春・秋に焼却行為から付近の枯れ草に燃え広がる火災が多発しています。

近年は、山火事の原因の一つにもなっています。

農林業など例外的に、かつ、やむを得ず屋外において焼却する場合でも、次のことに十分注意してください。

- 空気が乾燥しているときや風の強い日は行わない
  - 枯れた下草などの燃えやすい可燃物の近くで行わない
  - 消火器、水バケツ、スコップ等の消火用具を用意して行う
  - 一度に多量の焼却は行わない  
(自分で消火できる範囲(規模、量)で)
  - 燃やしている間は目を離さない(その場を離れない)
  - その場を離れる場合は、必ず消火をしてから離れる
  - 火が消えた後でも、安全のため十分な水をかける
  - 衣類への着火や火傷に注意する
- ※自力で消火が困難になったら速やかに119番通報をすること

気象状況等により危険と判断される場合や、煙、異臭等による苦情が寄せられた場合、煙等による交通障害が認められる場合など、火災予防上必要と認められる場合は、焼却の禁止、制限、消火等を要請することがありますので、ご協力をお願いします。